

地震対策シリーズ その2

地震の予知と警戒宣言

(1) 地震の予知について
もしも、地震の予知が天気予報のようにできたら、それは私たちの悲願であるが、地下におこる地震に対し、月の世界を征服する科学力を持つ人類も、未だ地震予知については完成の域に達しておりませんが、しかし、全然進歩の跡がない訳ではありません。近年は急速な進歩を見せており、ある程度実用の段階になっております。

現在は「特定の場所でおこる、M 8 クラス以上の大地震について予知ができる」といわれております。
地震の予知には三つの要素があります。
①いつ、②どこで、③どのくらいの地震がおこるか。

①いつ——については「いづれおこるだろう」ということでは、実用的な予知にはならない。いつ起るかが最も重要なことで、これが三要素のなかで一番むづかしく大切なことあります。
②どこで——については最近かなり、予知できるようになります。

警戒宣言

地震の予知と警戒宣言

た。たとえば過去に大地震があるて、最近地震活動の静かなところは、「要注意」地域のひとつであります。

③どのくらい——についても調査と観測をしっかりとやっておれば地震の大きさの見当はつくと考えられます。

地震予知等のあゆみ

▽昭和三十七年一月

地震予知計画研究グループ「地震予知現状とその推進計画」を発表。

▽昭和三十八年六月

文部省測地学審議会に地震予知部会設置以来、地震予知は測地学審議会の建議にもとづいて進められます。

▽昭和三十八年七月一日

都留市防災會議条例（条例第十八号）公布

都留市災害対策本部条例（条例第十九号）公布

新潟地震・M 7・5（家屋全壊一九六〇戸、地盤沈下、津波最高六メートル）

松代群発地震はじまる
▽昭和四十三年五月十六日
十勝沖地震・M 7・9（死者四十九人、全壊家屋六七三戸、半壊家屋三〇〇四戸、津波三陸沿岸四米）

▽昭和四十年八月

▽昭和四十年四月
第一次地震予知計画（四十年）
（四十四年）

▽昭和四十九年四月
東海地域を観測強化地域に指定

第三次地震予知計画（四十九年度）
（五十三年度）

死傷者二十五人、傷者二〇五人、家屋全壊九十六戸、半壊家屋六一六戸）▽昭和五十三年六月十二日

宮城県沖地震・M 7・4（死者二十八人、傷者一一〇二八人、家屋全壊二三六三戸、家屋半壊六〇六戸）

伊豆半島沖地震・M 7・0（死者者不明二十九人、傷者七八八人、家屋全壊四十六戸、半壊家屋一二五戸）

▽昭和五十年五月九日

昭和四十九年五月九日

伊豆半島沖地震・M 7・0（死者者不明二十九人、傷者七八八人、家屋全壊四十六戸、半壊家屋一二五戸）

▽昭和五十年六月十五日

大規模地震対策特別措置法成立

▽昭和五十三年七月

測地学審議会、第四次建議

▽昭和五十三年十二月

大規模地震対策特別措置法施行

▽昭和五十四年八月七日

地震防災対策強化地域指定（山梨県のほか静岡県、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県の五県で合計六県一七〇市町村が指定）

▽昭和五十四年十二月二十五日

都留市地震災害警戒本部条例（条例三十七号）公布

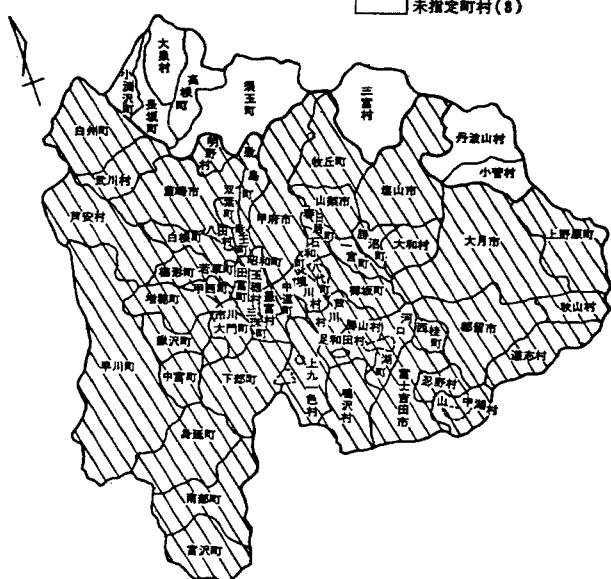
▽昭和五十五年三月二十五日

都留市地域防災計画（地震防災強化計画）防災會議にて承認

▽昭和五十五年五月十四日

地震対策緊急整備財政特別措置法成立

凡例
■塗装地域指定市町村(56)
□未指定町村(8)



▽昭和四十四年四月
第二次地震予知計画（四十四年）
度（四十八年度）

地震予知連絡会発足
▽昭和四十五年二月
地震予知連絡会、東海地域などを特定観測地域に指定

▽昭和五十年十月
東京大学、石橋克彦助手、東海地震説を地震学会で発表

地震予知推進本部設置
▽昭和五十二年四月

東海地震判定会設置
▽昭和五十三年一月十四日
伊豆大島近海地震・M 7・0（

死傷者二十五人、傷者二〇五人、家屋全壊九十六戸、半壊家屋六一六戸）▽昭和五十三年六月十二日

宮城県沖地震・M 7・4（死者二十八人、傷者一一〇二八人、家屋全壊二三六三戸、家屋半壊六〇六戸）

伊豆半島沖地震・M 7・0（死者者不明二十九人、傷者七八八人、家屋全壘四十六戸、半壊家屋一二五戸）

▽昭和五十三年六月十五日

大規模地震対策特別措置法成立

▽昭和五十三年七月

測地学審議会、第四次建議

▽昭和五十三年十二月

大規模地震対策特別措置法施行

▽昭和五十四年八月七日

地震防災対策強化地域指定（山

地震の観測

地震国日本では、全国にきめこまかい観測網を設けるのが理想であります。しかし、急には無理です。そのため、地震予知連絡会では、全国をみわたして、重点的に観測を必要とする地域を指定しております。